

ヘルシエイジング学会

定款

第1章 名称および事務局

(名称)

第1条 本会は、ヘルシエイジング学会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を東京都千代田区鍛冶町二丁目2番3号 第3 櫻井ビル 4階 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本の中高齢者層が生き甲斐のある健やかで若々しい人生を過ごすことができるように

1. 予防医学的立場
2. 老化への適切な対応
3. 病的老化の重症化への防止
4. 美しく健康的に老いる

といった4つの立場からと、若いうちからの健やかな成長を実現するため、医療再生医療、医療機器、サプリメント、化粧品等の研究検証をおこない、エビデンスに基づいたヘルシエイジングのための最先端治療を提供することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、学術大会、研究会、講演会、会誌の発行、ヘルシエイジングに関する調査研究、専門医の認定、セミナー、教育事業、出版事業およびその他必要な事業を行う。

第3章 会員

(正会員、特別会員)

第5条 本会の正会員は、本会の目的に賛同し、会費を収める個人で所定の手続きを経て理事会で承認されたものとする。特別会員は本会の目的に賛同する個人で所定の手続きを経て理事会で承認されたものとする。特別会員は、入会后1年間は会費の納入を免除され、1年経過後は会費納入により正会員となり、会費の納入がない場合は退会となる。

(賛助会員)

第6条 本会には賛助会員を置くことができる。賛助会員は、本会の目的に賛同し、会費を収める個人または法人で所定の手続きを経て理事会で承認されたものとする。

(名誉会員等)

第7条 本会は、総会の承認により名誉理事長、名誉理事、名誉会員、功績会員および顧問を置く。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人の死亡、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出し、退会する事ができる。

(除名)

第10条

会員が、次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを除名する事ができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 会費および会計

(入会金および会費)

第11条 正会員及び賛助会員は、所定の会費を収めるものとする。集められた会費は理事長が管理する。

(事業年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、翌年12月31日に終わる。

(決算)

第13条 本会の決算は理事長が作成し、監事の監査を受けた上で総会の承認を得なければならない。

(会費の返付)

第14条 既に納入された会費は如何なる理由があっても返付しないものとする。

第5章 役員

(種別及び定数)

第15条 本会には次の役員を置く。

- (1) 理事20人以内（うち理事長1名、副理事長5名以内）
- (2) 監事2人以内

(選任等)

第16条 理事及び監事は、個人正会員、または賛助会員の中から、総会において選任する。

2. 理事は理事会を組織し、会務を行う。
3. 理事長は、理事の中から理事が指名する。理事長は本会を代表し、会務を統括する。
4. 副理事長は理事長が選任する。

5. 理事長は必要に応じて相談役を置くことができる。

(任期等)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 役員が任期の途中で辞任した場合には、後任の役員が残りの任期を務めるものとする。

(欠員の補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第6章 会議

(種別)

第19条 定時総会は毎年1回開催し、必要な際には臨時総会を開催することができる。

総会は理事長が主宰する。

2 学術集会は原則として毎年1回開催し、学術集会長が主宰するものとする。

3 学術集会長は理事の意見を聞いて、理事長が委嘱する。

(理事会)

第20条 理事会は必要に応じ理事長が召集する。理事長が理事会の議長となる。

(総会の定足数)

第21条 総会は、正会員の委任状を含めて5分の1以上の出席を必要とする。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 決算
- (3) 本会の解散
- (4) その他理事長が重要と認める事項

(議決)

第23条 総会の議事は、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第24条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人とするか又は委任状を以って表決を委任することができる。
- 3 名誉理事ならびに名誉会員は議決権を持たない。

第7章 附則

第25条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を得て、理事長がこれを定める。

第26条 この定款に定めていない事項については、理事会の議を得て理事長が定める。

第27条 理事長は会務を執行するため事務局を設ける。

第28条 本会の会費は次の通りとする。

正会員（個人会員） 10,000円（一口以上）

サポーター会員（仮称）（個人会員） 3,000円（一口以上）

賛助会員（個人・団体） 50,000円（一口以上）

理事長は必要があると認める時は、会費の額を変更することができる。この場合、理事長は理事会の意見を聞かなければならない。

名誉理事ならびに名誉会員は会費の納入を免除される。

第29条 本会の定款は2009年1月1日から施行する。

定款改定履歴：本定款は2015年2月28日の総会決議を持って前版に改訂された。

本定款は2016年2月27日の総会決議を持って現版に改訂された。

以上